

豊中市イベント用分別ごみ箱貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、イベント等でのごみの分別及びリサイクルを推進し、主催者及び参加者等の環境意識の向上を図るために、市がイベント用分別ごみ箱を貸し出す手続等に関し、必要な事項を定める。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しの対象は、自治会・町内会、民間非営利団体(NPO)、学校、企業等の団体が主催するイベント等で、豊中市内で開催されるものとする。

2 前項のイベント等は、宗教活動(ただし、市民が主体となって実施し、かつ、地域の伝統的な親睦行事として位置付けられているものを除く。)、政治活動及び公序良俗に反する活動、その他、市長が適当でないと認める活動は除く。

(貸出期間)

第3条 イベント用分別ごみ箱の貸出期間は、原則として当該イベント等の開催日に前後各3日以内を加えた日数とし、10日を限度とする。

(貸出数)

第4条 貸し出すイベント用分別ごみ箱は、3個を1セットとし、原則として1回の申込みにつき5セットまでとする。

(貸出場所及び返却場所)

第5条 イベント用分別ごみ箱の貸出し及び返却については、市が指定する場所において、開庁時間内に行う。

(貸出費用)

第6条 貸出費用は無料とする。ただし、運搬費用、ごみ袋費用、ごみ処理費用等、イベントごみの適正処理に必要な経費は、貸出しを受けた者(以下「利用者」という。)の負担とする。

(貸出しの手続)

第7条 イベント用分別ごみ箱の貸出しを受けようとする者は、豊中市イベント用分別ごみ箱借用申込書(様式第1号)を市長へ提出するものとする。

2 前項の申込みは、希望日の3箇月前から10日前までの間に提出するものとする。

3 貸出しは、申込みを受理した時点での在庫を限度として申込順で行うものとする。

(貸出しの決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、この要綱の規定を満たす場合、貸出しを決定する。

2 市長は、貸出しの決定に際しては、豊中市イベント用分別ごみ箱貸出承認書(様式第2号)を豊中市イベント用分別ごみ箱借用申込書を提出した者に発行する。

(遵守事項)

第9条 利用者は、イベント用分別ごみ箱を使用するときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 申込みしたイベント等以外で使用しないこと。

(2) 他に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 使用後は、点検を行い、雨天時の使用や洗浄等で濡れた場合は水分を拭き取り、汚れは取り除くこと。

(4) 貸出期間の満了の日までに市が指定する場所に返却すること。

(貸出承認の取消し)

第10条 市長は、利用者が前条の規定に違反したときは、貸出しの承認を取り消し、イベント用分別ごみ箱を返却させることができる。

(損害賠償の責任)

第11条 利用者は、イベント用分別ごみ箱を破損し、又は紛失したときは、市長の指示するところに従ってこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、天災による被害等で利用者にその責めがないと認められる場合は、この限りでない。

(使用中の事故等)

第12条 イベント用分別ごみ箱の使用により利用者が被った損害、利用者が第三者に与えた損害、その他使用中に発生した事故等については、市は一切その責めを負わない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、豊中市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年9月1日から実施する。

(様式第1号)

豊中市イベント用分別ごみ箱借用申込書

申込日 年 月 日

豊 中 市 長 あて

開催団体名

団体所在地

団体代表者 氏名

イベントを開催するにあたり、下記によりイベント用分別ごみ箱の借用を申し込みます。

記

イベント名	
開催場所	
開催日	年 月 日
借用期間	年 月 日 から 月 日まで
借用数	セット
申込者氏名	
連絡先	
遵守事項	1. 申込みしたイベント等以外で使用しないこと。 2. 他に譲渡し、又は転貸しないこと。 3. 使用後は、点検を行い、雨天時の使用や洗浄等で濡れた場合は水分を拭き取り、汚れは取り除くこと。 4. 貸出期間の満了の日までに市が指定する場所に返却すること。

受取サイン 年 月 日 氏名

(様式第2号)

豊環環第 号
年 月 日

様

豊 中 市 長

豊中市イベント用分別ごみ箱貸出承認書

年 月 日付けで申込みのありました豊中市イベント用分別ごみ箱の借用について、承認することを決定しましたので通知します。

以下の事項を遵守いただくようお願いします。

1. 申込みしたイベント等以外で使用しないこと。
2. 他に譲渡し、又は転貸しないこと。
3. 使用後は、点検を行い、雨天時の使用や洗浄等で濡れた場合は水分を拭き取り、汚れは取り除くこと。
4. 貸出期間の満了の日までに市が指定する場所に返却すること。